

第2回統計委員会・第2回基本計画部会 議事録

1 日 時 平成19年10月29日(月)15:00~17:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、阿藤委員、井伊委員、大沢委員、佐々木委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長
貝沼総務省政策統括官(統計基準担当)

4 議事次第 (1)部会の設置について

(2)人口・社会統計部会の審議状況について

(3)公的統計の課題等について

(4)その他

5 議事録

竹内委員長 それでは、定刻だと思しますので、始めさせていただきます。

ただいまから「第2回統計委員会・第2回基本計画部会の合同会議」という形で開催します。

本日は、大守委員、出口委員が所用のため御欠席であります。

また、今回は基本計画部会との合同開催であるということから、オブザーバーといたしまして、委員会のオブザーバーとしていつもおいでいただいている方に加えまして、財務省大

臣官房、文部科学省生涯学習政策局の方にも御出席いただいております。

議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に御紹介ください。

内閣府統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料を御紹介させていただきます。

まず、議事に沿って、部会の設置について、資料1「統計委員会部会設置内規(案)」。

それから、議事の2番目に関連するものとして、「人口・社会統計部会の審議状況について(報告)」です。

それから、資料3「基本計画諮問までのスケジュール(案)」。

そして、本日御用意いただいております委員の先生方からの「公的統計の課題等に係る各委員提出資料」ということになっております。

御確認いただければと思います。

竹内委員長 それでは議事に入りますが、まず、「部会の設置について」でございまして、事務局から御説明ください。

内閣府統計委員会担当室長 それでは、まず資料1ですけれども、今日のこの委員会で御承認いただきたい部会、資料の1に、前回のものも含めまして全部で5つ上げております。基本計画部会と人口・社会統計部会に関しましては、第1回統計委員会で御承認いただきました。

本日は、国民経済計算の作成基準の設定に関する事項を所掌する国民経済計算部会、農林水産、鉱工業、建設、公益事業、通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス及び流通統計並びに環境統計に関する事項を所掌する産業統計部会、それから、企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計並びに財政及び金融統計に関する事項を所掌する企業統計部会の3つの部会の立ち上げを考えております。いかがでしょうか。

竹内委員長 それでは、このことについて、御質問あるいは御意見がございましたらお願いいたします。

少し補足しますと、国民経済計算部会というのは、狭い意味の国民経済計算の作成基準に関する事項だけではなくて、国民経済計算に関連するいろいろな問題も議論していただくことにしたいと思っております。

それから、産業統計部会の中にも、狭い意味の産業だけにはかかわらず、流通、あるいは環境に関することもありますし、観光というようなこともあるいは入るかもしれません。

それから、企業統計部会につきましても、必ずしも企業だけではなくて、金融などがかわるものも含まれるということでもあります。

部会の数を余り多くしたくないというのが私の考えでありますし、また、それぞれの部会で広い視野で御議論いただきたいということもあるので、余り狭く分けないことにしたいと思っております。

ただし、部会はこれで全部終わりということでは必ずしもなくて、まだ、例えば匿名データ等についてどうするかということもありますし、制度上の幾つか問題もありますので、それは、そのうちにまた部会をもう少し増やすことをお願いするかもしれません。そうしたこ

とについても、基本計画部会でいろいろ議論して、また、こういう部会が必要ではないかというような御議論もいろいろいただいた上で決めていきたいと思います。取りあえず本日は、もう既に御承認いただいている基本計画部会、人口・社会統計部会に加えて、新たに国民経済計算部会、産業統計部会及び企業統計部会を設置しようという御提案であります。それについて御意見をいただきたいと思います。どなたからでも、少し御議論いただけませんか。

美添委員 基本的な検討課題について、各統計、個別統計に関しては、人口・社会統計部会から企業統計部会までの3つの部会に対応できる。それから、国民経済計算の作成基準に関しては、国民経済計算部会で議論できるということで、整理はこれで良いと思いますが、このほかに、統計の技術、調査方法、これはITの利用ということも含まますし標本調査の議論も含まます。旧統計審議会ですと、調査技術開発部会、情報処理部会があったわけですが、これらの問題に関する議論は、この整理ですと、基本計画部会の中でワーキンググループのような形で実施するという理解でよろしいでしょうか。

竹内委員長 一応、現在の考え方としては、基本計画部会の中で問題を議論して、そして、それで部会にすることが必要であるということであれば、必要な部会を設置するという形にしたいと思います。というのは、今、美添さんがお挙げになったことはいろいろ議論しなければならないのですが、多分、前の統計審議会にはなかったこととして、ここに特に明文で法律にある、例えば匿名データの作成とか、それから最近の問題で言うと、民間開放に関する基準をどうするかとか、いろいろな問題がありまして、そういう問題を、問題ごとに部会をつくったら部会はもっと多くなってしまいます。どういう形で問題をまとめて1つの部会をつくるか、2つ部会をつくるか、あるいはある部分は基本計画部会のワーキンググループという形で、あるいは場合によっては専門委員会という形でサブグループに入れるかというようなことは、もう少し皆さんの御議論をいただいてから決めたほうがいいたらと思いますので、取りあえず部会は、ここでは今設置しないことにしたいと思います。

野村委員 同様のこともかもしれませんが、加工統計と一次統計の双方向的連携という部分において非常に重要な課題になると思うんですが、先ほど、国民経済計算部会のほうでは比較的広い課題を含むとおっしゃっていましたが、なかなか国民経済計算部会だけからでは議論し切れない部分が必ず残るかと思います。一方で、人口・社会統計部会で、2回ほど私が出させていただいた経験からも、そちらからもやはりナショナルアカウントの問題にはなかなか接近しづらい。その間のところは、基本計画部会等のワークグループなりに期待されているのかなと考えておるんですが、その部分も同様でしょうか。

竹内委員長 この委員会の一つの大事なことは、そういう加工統計と一次統計の作成との間のいわばキャッチボールをうまくすることなので、それは、基本計画部会で基本的な問題を議論していただいて、必要であればワーキンググループを作ってやっていくことにしたいと思います。特に、国民経済計算部会では、国民経済の計算の作成基準というだけではなくて、そこからどういうボールをいわば一次統計のほうへ投げるかという問題も十分議

論していただきたいと私は思っております。

何かほかに御意見ございませんか。御質問でも結構です。

よろしければ、資料1の部会設置案のとおり、新たにこの3部会を設けることにさせていただきますたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

では、お認めいただいたものと思います。

新たに設置される3部会の部会長並びに部会に属する委員、臨時委員及び専門委員につきましては、まだ名簿ができておりませんので、次の委員会のときに決定することにさせていただきますたいと思います。

続きまして、前回の委員会で総務大臣から諮問されました住宅・土地統計調査に関する審議であります。目下、人口・社会統計部会で審議されているわけでありませけれども、その審議状況について、阿藤部会長から御報告をお願いいたします。

阿藤委員 阿藤でございます。

ただいま話がありましたように、平成20年に実施されます住宅・土地統計調査について、今までに部会において2回検討を加えております。お手元の資料にありますように、10月15日と10月24日です。

第1回目の部会では、1つは、私の部会のもとに部会長代理を置くということで、廣松統計委員会委員になっていただきましたということが第1点。

それから、この住宅・土地統計調査に関して一応の説明を受けた後、専門委員の方々から、そこにございますような多岐にわたる問題提起をいただきました。その後で、私のほうから、では以下、第2回目以降どういう形で論点を整理していくかという説明をいたしたところでございます。いろいろ出された御意見の中には、例えばコールセンターの設置という問題が法的に未整理ではないかとか、あるいは住生活基本法が施行されて、量から質への転換ということが言われているけれども、住宅に関してもう少し詳しく、特に経済的な面のデータが手に入るようにできないかというようなことがございます。それは後のほうにもございまして、今少し野村委員のほうから出ましたような、ナショナルアカウントの側でストック統計の推計に利用するための住宅の時価というものがここで調べられないかという問題提起があったりいたしました。

こういったことを踏まえまして、第2回の部会にまた新たに論点(案)を作成いたしました。そのもとで順次議論を開始したところでございます。1つは、「標本設計」につきまして、前回の調査から標本の抽出方法を集落抽出から二段抽出に変更している。前回の統計委員会で御意見がございましたけれども、このことによって「別世帯となっている子の住んでいる場所」の分析に影響が出るのではないかという論点について審議いたしました。これについては、そもそも親子関係を特定するための調査項目は世帯主の氏名だけであることから、抽出方法のいかにかわらず、親子関係の特定や分析は困難であること、それから、限られた財源で地域の統計を整備するためには二段抽出による方法のメリットも大きいといったようなことから、引き続き標本の抽出方法を二段抽出とすることが適当であると了承されま

した。

それから、大きな2番目として「調査事項」、これは大分議論が多かったわけですが、すけれども、1つは、この調査が国土交通省が所管します承認統計である旧住宅需要実態調査、現在「住生活総合調査」として実施されようとしている調査と調査項目の設定やデータリンケージの実施について調整を行っているということで、それに関して国土交通省側から説明がございました。

それから、先ほどの話と関連しますが、SNAとの関係で、現住居以外の建物の資産推計が可能となるような調査事項を工夫できないかという論点の関係で、内閣府のSNA担当の方から、この調査の活用状況等について説明がございました。

これらについての審議の内容でございますが、として、今回の計画では「住生活総合調査」と本調査の調査対象を重複させるとしておりまして、時期は1カ月ほどずれるわけでございます。いわばこの「住生活総合調査」が本調査の附帯調査のような位置づけになったということで、調査項目なども両方で整理しているわけですが、将来の課題としては、両調査の整理・統合も考えられるとの御意見もございました。これについては、人口・社会統計としての体系化を考えるときの重要な柱であるということで、基本計画策定の過程での検討課題として本部会から提示することにいたしました。

は、前回調査で社会的な問題としては、特に「介護」の問題で、高齢者の居住、住宅というところに重点が置かれていましたが、最近は少子化の時代でございます、「子育て支援」といったようなことが重要課題になってきている。このテーマをこの調査でどこまで扱うか、それはまた国民生活基礎調査等とも関係して、幅広い観点から検討を要するのではないかとということで、これもまた基本計画策定の過程での検討課題として本部会から提示するという整理になりました。

は細かい話ですので、に行きますと、内閣府から説明がございましたナショナルアカウントと本調査との関係につきましては、住宅ストック額の推計のための住宅の市場価値等を把握する調査事項を今回の本調査中に盛り込むか否かについて議論したわけですが、現状では、このようなデータなしで推計しており、あればいいという御説明でしたが、これについての詳細な議論は本部会では審議の対象とはしない。これについても、大きな論点があるので、統計委員会のSNA部会等での検討課題として本部会から提示するという整理になりました。

あと2～3事項ございますけれども、大きな議論としてはそういうところでございます、さらに、3回目の部会の審議予定としては民間委託、それからコールセンターの設置、集計の結果表などについても議論することとしております。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、何か御質問あるいは御議論ございますか。

美添委員 手短かに申し上げます。

標本調査に関する検討をしていただき、ありがとうございました。懸念はあると言いなが

ら、やはり二段抽出という結論ですが、妥当だろうと思います。

少し違う話ですが、住生活総合調査というのは、私は知らなかったのですが、旧住宅需要実態調査ということであれば、住宅・土地基本調査の標本の一部を用いるという今回の提案のほうが、従来のものよりも効率的だと思います。統計の手法で言うと、二相抽出になって、厚生労働省の国民生活基礎調査と同じような設計になり、すぐれたものだと思います。ただ、若干気になるのは、従来ですと標本はそれぞれの調査で違う世帯が当たっていたものが、今回は同一世帯が複数の調査に当たるということです。一部の項目で重複するところはフェース項目として把握して、世帯の負担感を軽減する工夫をされていると思うのですが、実施に問題が起きないように注意すべきではないかと思われま

す。舟岡委員 ただいまの美添委員の意見に関連して申しますと、現行の住宅・土地統計調査には、甲調査と乙調査があって、そのいずれを担うかによって負担は違います。負担の軽い甲調査の対象世帯に住生活総合調査が当たるようになれば、負担の平準化という観点からも望ましいですし、後続調査という形で2度の調査に協力するのは負担感が大きいので、将来的には、住生活総合調査も住宅・土地統計調査に統合した形で実施することが望ましいだろうと私は判断しています。

それとは別の観点ですが、わが国人口は中長期的に減少することが見込まれていて、その中ですでに10～20年前から、大都市に人口が集中し、地方においても中核都市に人口が集中する現象が観察されています。その様な状況を背景として、住宅の空き家が地方によっては数多く出てきています。空き家については、国土交通省で空家実態調査を実施していますが、この調査はかつて住宅が不足していた時代の発想で開始された調査であって、東京や大阪の、大都市周辺の空き家について調査しているだけです。今や地方において空き家がどれだけ増加しているかの情報が重要になってくると思います。

この住宅・土地統計調査では、居住者のいない住宅について、どのような住宅であるのか、どのような所有形態であるのか等々について、周辺から聞き取り調査で情報を補って、使用状況や空き家率等を統計結果として表章していますが、近年、それすら難しくなっているのではないかと思います。コミュニティが成り立っていないような地域もあるとしますと、空き家住宅については、所有者から直接に郵送その他で調査するような方向を何らかの形で模索することが必要ではないか。これは基本計画の行政記録に係る議論ともかかわりますが、そのためには、所有者についての情報である不動産登記等の情報を将来的に利用できれば、空き家について、どのような利用の仕方、あるいは背景があるかについて、調査からより適切にとらえられるだろうと考えられます。これは行政記録の活用というかなり大きな問題と関連しますので、将来の課題とは思いますが、いずれ検討する必要があると理解しています。

廣松委員 今回の2人の御意見に関しての補足ですが、住生活総合調査に関しましては、今回から住宅・土地統計調査のサンプルを使うという設計に変更されました。その意味で新しい試みです。ただ、実施部局が違うということと住宅・土地統計調査が指定統計調査、住生

活総合調査のほうは承認統計調査という形で行われるものですから、今回の部会では、極めて密接関連する調査ということで議論をしたわけですが、それ以上には至りませんでした。両調査については確かに将来的に考えるべきいろいろな点があるだろうと思います。

具体的に、住宅・土地統計調査は、かなりハードウェア中心、それに対して住生活総合調査、従来の住宅需要実態調査は、満足度とか経済的な項目を聞いています。その2つを合わせる形にすると調査としては大変良くなると思うのですが、調査対象者としては、2つの調査が何カ月の間に行われるというのは、かなりの負担になると思われれます。そこで、まさに将来的な案ですが、今、甲と乙の2つ、乙のほうは現住居以外の住宅だとか土地のことを調べているわけですが、それに例えば丙調査を追加する、そしてサンプルにはそれぞれ違う調査票を配るなど、いろいろ考えられると思います。ただ、そのことは、残念ながら平成20年の住宅・土地統計調査ですぐ実現するということは困難であろうと思われれますので、部会ではその点は将来の課題という形で整理されたということです。

もう一つ、これは大変大きな論点ですが、先ほどからナショナルアカウントとの関係のことが議論されています。現状、SNAのほうでは、1970年のときの国富調査をベンチマークに、いわゆるパーペチュアルインベントリー法で毎年の住宅投資を積み上げるという手法で推計をしています。ただし、ベンチマークが1970年とかなり古い時期のもので、それに基づいた推計値がどこまで現実に近いかということは、やはりある段階でチェックすべきだろうと思います。この点は、先ほどから議論になっていますSNAとの関係に関するのですが、現状で、国富調査ができるかどうかも含めて議論すべきだと思われれます。これは部会を超えた基本計画の中での議論だと思われれますので、是非取り上げていただいているいろいろ御検討いただければと思います。

以上です。

門間委員 今の廣松委員の御説明の最後の点のSNAに関連してなんですけれども、これは意見というよりはむしろ素朴な質問という形になると思うのですが、まず第1に、今のような70年をベンチマークにして、パーペチュアルインベントリー法であるということであるとすると、それは相当な誤差があると考えざるを得ないのですけれども、諸外国と比べて、例えば日本の住宅関連のストックの把握状況は、著しく質が悪いということまで言えるのかどうかということが1点です。

もう一つは、仮にこのような調査によって住宅価格とかローンとか、そういったデータを把握しないとすると、ほかにも方法があるかどうか、オルタナティブの問題です。

3つ目は、このような調査でまさに住宅価格などを把握するということになりますと、かなり立ち上がった情報ということになりますので、場合によっては統計調査のほかの項目についても協力が得られにくくなるという弊害があるとかないとかという議論はなされたのか、そのあたりはいかがかということをお質問したいと思います。

野村委員 今のことにかかわるかと思うんですが、私がすべて答えるわけではないですけれども、1点目として、著しく悪いのかという部分を含めまして、PIM（パーペチュア

ル・インベントリー・メソッド)に関して、まず最初に、基本的に世界的な標準はP I Mになっているという前提があるということであると思います。日本では慣例的にP I Mと国富調査のどちらかという選択を考えてしまいますが、そういう二者択一ではなく、P I Mという投資フローから来る体系と、ストックそのもののダイレクトオブザベーションとの体系が整合するようにつなごうではないかというのが基本的にとるべき考え方であろうと思います。

P I Mには、御承知のとおり、いろいろなパラメータが必要になります。それは資産によって違いますし、同じ資産であっても年代や地域によって異なるかもしれませんし、いろいろな社会環境によって違うかもしれません。そういうパラメータの精度を高めるという意味でフローの体系とストックの体系をつなげるということだと思います。そういう意味では、日本の体系が著しく悪いかといいますと、私の知る限り、諸外国も直接、ダイレクトオブザベーションによって住宅のストックの価値を捕捉していくという国はあまりないと思います。しかし、日本では、住宅・土地統計調査をおこなっているのですから、ストック推計ではまったく利用されないということではなく、パラメータの検討を通じてストック推計の精度を高めていくことが重要だと思います。

2番目のところに関しましては、オルタナティブという部分に関しましても、今、新しい住生活総合調査において、住宅の市場価格に接近するような調査項目が備わっております。ただ、それは固定資産税の評価額に基づいておりますので、一体それは何のために使うのか、かなりな過小設計になることは明らかであると思います。そこで、もう少しどうやったら接近してできるだろうかという形、取得価格でありますとか、推定される市場価格へと接近するような方向も含みまして議論したらどうだろうかと提案していたのですが、それは承認統計調査であるという形の中で、指定統計調査の今回の部会の検討には属さないという形の区分がされていた。そういう意味では、この話は、基幹統計をどう定義すべきかというところに関連するのではないかと思います、少し補足させていただきたいと思います。

竹内委員長 今、野村さんが提起されたところはまさに少し問題でありまして、つまり、多分今は調査としての、指定統計調査としての住宅・土地基本調査、それから承認統計調査としての住生活総合調査というのがあるわけですがけれども、それは結局一体となって住宅統計というものができるはずで、これは今後いろいろ皆さんに御議論いただかなければならないのですけれども、やはり住宅統計というものを基幹統計として指定して、それにかかわる統計調査は基幹統計調査にするという形にする必要があると思っております。あるいは、その統合されたものを住宅・土地基本調査ということにするのかもしれませんが、そこは、今後は調査と統計を離して考えるということしていくほうが整理しやすいのではないかと思います。

それから、今、野村さんが御説明していただいたとおりだと思うのですが、恐らくこれについて言うと、価格というものをこういう形で調査するのはほとんど不可能だと思います。価格を把握するためには別のデータを使う必要がある。というのは、多分、普通に「あなたの家はいくらしますか」と聞いても、まず答えられないと思います。しかも、今から30年前

に建てて、そのときこれだけの値段で買ったとか、そして、その後少し建て直しをしまして、今いくらで売れるのでしょうかと言われても、本人も知らない場合が多いでしょうから、そこをどうするかというのは、またかなり難しい問題ではないかと思います。多分それは、住宅・土地基本の調査の議論の中では無理なのではないか。ただ、これは当然、恐らく今後考えなければいけないし、野村さんがおっしゃったように、やはりきちんとリアルなストックとしての、インベントリーのほうときちんと整合性を保つために、ストックとしての価値は何らかの形で推計しなければいけないと思いますが、それは今後の課題としてやっていただければいいのではないかと思います。

廣松委員 門間委員の後ろのほうの御質問ですが、家計の消費行動については資産も含めて、実は、これとは別に全国消費実態調査というものが行われております。一般に家計が持つ資産を評価するときは、主としてこの全国消費実態調査のほうが使われているのが現状です。

そうなった原因は、先ほど舟岡委員もおっしゃいましたけれども、住宅・土地統計調査、あるいはその前身の住宅統計調査が、住宅が不足している時代に、量的にどれだけの住宅を建設するかという計画を立てるときの基礎資料とすることで調査が始まったということがあります。それが、今でも尾を引いているところがあり、質よりも量、ハードウェアにまだ主眼があります。先ほど部会長の阿藤先生から御紹介がありましたけれども、現在では質ということが大変強調されているわけですが、質といっても、具体的に何に注目するかによってやはりかなり違ってくるだろうと思います。少なくとも前々回と前回の調査では、高齢化ということを踏まえて、介護とか、あるいはバリアフリーとか、そういうもののウエートがかなり高かったのですが、最近、子育て支援ということが強調されているという意味から言うと、別の質のとらえ方も必要ではないかという議論も強く出たことは事実です。そのうちの一部は今回の調査項目の中にも取り入れられてはいるのですけれども、今後、そのときの社会的な関心、ニーズに従って少しずつ変えていくべきではないかと思います。

いずれにしても、住宅・土地統計調査と住生活総合調査、指定統計調査と承認統計調査との関係をどうするのか、さらに、同じ指定統計調査の住宅・土地統計調査と全国消費実態調査との関係を今後どう考えていくかということは、大変大きな問題ではないかと思います。

阿藤委員 経済絡みの件については、人口・社会統計部会の委員でもいらっしゃる廣松委員、それから野村委員からお話があったと思います。それ以外に議論があった点としては、経済データを入れることが他の調査項目に影響するのではないかという議論はございました。それで、先ほどの住宅の市場価格等については今回は見送って、むしろ部会を超えた大きいところで議論していただく、そういう整理になったと思います。

それから、この住生活総合調査の標本ですが、私の理解が正しければ、いわゆる住宅・土地統計調査の甲票に当たる大きい部分、いわゆるショートフォームでございますが、それと乙票のほうはサンプルがダブらないようにするということです。この住生活総合調査につき

ましては、ショートフォームに答えた方の中の一部の方に答えていただくという形で、ここを一種のショートプラスアルファということでロングという形になるのだらうと思います。そういうことでございまして、住生活総合調査は承認統計調査とはいえ住宅・土地統計調査と非常に密接に関連していますので、そのことが、住生活総合調査の回答者に影響を与えないかどうか等をもう少しきちんと担当部局のほうで整理してほしい、そういう御議論がございました。

野村委員 さきほどの著しく劣っているかという部分ですが、少しつけ加えさせていただきますが、推計の方法論としては劣っていないという感じだと思うのですが、現行の公式ストック統計に使われているパラメータに関してはまだ課題が多くあります。実際にナショナルアカウントの中で使われている住宅の償却率が高いという指摘は国際的にもございまして、それは、SNA側の検討としても考えていかなければいけないポイントだと思います。

法人所有の資産に関しましては、一部調査を内閣府で始めており、それによって償却率なり除却の率に接近しようとしておりますが、住宅に関してはまだ検討課題でありますし、そういう意味では、課題も多いと思います。

吉川委員長代理 先ほど、廣松委員から、調査内容について、住宅・土地統計調査と全国消費実態調査とのオーバーラップという問題点が指摘されて、その見直しも将来的な課題だという話がありました。ちょうど一つのモデルケースの指摘が具体的にあったわけですが、将来的課題ということで、そういうところのオーバーラップを見直していくというのは、この統計委員会で、イメージとして具体的にどれくらいのタームで、どういう形で見直していくのでしょうか。そんな細かいことを今お聞きしているわけではないですが、次の基本計画のときには今指摘されたような具体的なことも含めて見直すのか、具体的にどんなイメージで見直していくのか。統計調査と統計を区別するということですが、統計は統計として、情報として一つとどめるとして、統計調査というのはそれとは別にやりたいというのであれば、いつまでも自由にやってももらうということなのか、その辺の見直しということもこの委員会として計画のときに訴えていくのかとか、その辺のイメージというのは、ちょうど今、具体的な例が1つ出たのですが、どういうものなのでしょう。

竹内委員長 法律を見ますと、基幹統計と基幹統計調査というのが2つ、言葉を区別して書いてありまして、そして、基幹統計を指定することが統計委員会の仕事の一つになっているわけでありまして。ですから、とにかくどういうものを基幹統計にするかということは決めて、そして、それを実際にその仕事は、統計法が全面的に施行されます平成21年4月から実施可能になるようにしなければいけない。つまり平成21年度からの統計に関しては、もうそれを決めておかなければいけないので、基本計画を議論する段階で、まずその基本的な考え方を決めて議論して、その上で、平成21年度から行われる統計調査を具体的に指定しなければいけないということになっておりますので、タイムスケジュールは大体それに合わせなければいけないと思います。

具体的に全国消費実態調査との関係とかそういうことについては、その中でどのように議

論するか、まだこれから基本計画部会の中でいろいろ御議論いただきたいと思っております。また、具体的にどの統計をどうするかについては、あるいは基本計画部会の中にさらにワーキンググループかをつくって具体的な作業をしなければならないということになるかもしれません。

廣松委員 一言だけ追加いたしますと、今まで何もやってこなかったわけではなくて、それぞれの指定統計調査について、周期の調整とかいろいろな工夫をしてきました。ある統計調査で調査した項目の結果を別の統計調査の報告で使うというようなことも実際に行われています。

ただし、これは前回申し上げたかもしれませんが、それぞれの調査が開始された時期が異なり、それぞれの調査の目的というのがありまして、今までそれを根本的に見直すということはしてこなかったというか、検討してこなかったことは事実だと思います。その点について、今回基本計画をつくるときに、一方で、個々の統計調査の目的は厳然としてありますので、その目的をある程度継続しつつ、他方で統計体系としてどう整備していくかということがやはり一番大きな論点ではないかと考えています。

竹内委員長 何か御議論ございますか。この次に基本計画部会をいたしますので、いろいろ一般的な問題についてはそのときに御議論いただければいいと思いますが、特にこの調査につきましては何か御議論ありますでしょうか。もし御意見がありましたら事務局に出していただければ、また部会のほうにもお伝えしたいと思いますが、一応、この議論をこの辺で終わらせていただいて、あとは部会長を初め、人口・社会統計部会の委員の皆様にも、いろいろ出た御議論を参考にされて、引き続き御審議をお願いしたいと思います。

では、次の課題で「公的統計の課題等について」ということですが、これから、去る10月15日の第1回基本計画部会に続き、いわば、合同会議ということですが、議事内容からすれば、第2回基本計画部会としていろいろ意見をお出しいただきたいと思っております。

議論に入る前に、基本計画案諮問までの議論の進め方のスケジュール（案）について、少し御説明いただけますか。

内閣府統計委員会担当室長 資料3をごらんいただきたいと思っております。既にもう基本計画部会は立ち上がって、会議もスタートしております。まだ諮問がなされていないわけですが、その基本計画案の諮問をいつ出してくるかというタイミングですが、そのスケジュール（案）について、この表のようにまとめました。

今日は10月29日ですが、委員の先生方からの御意見をいろいろ伺って、それで12日にある程度その意見を事務局で整理いたしまして、それに基づいてまたディスカッションしていただく。それで、11月26日、12月10日と続けて個別のいろいろな課題が出てくると思うのですが、課題別にディスカッションをお願いして、1月21日に基本計画案の諮問が総務省から出てくる、こういう形を一応考えておりますが、これもあくまで案ですので、委員の先生方で御意見があればお聞かせいただきたいと思っております。

竹内委員長 ということでございますが、第3回の11月12日と12月10日、1月21日は、そ

れぞれ統計委員会といわば合同会議ということになります。

それから、これは私の全く主観的なことですが、実は12月10日まではちょうど2週間置きに開かれることになっておりまして、そのくらいのテンポかなと思うんですが、12月10日と1月21日の間、もちろんこれは年末が入りますけれども、1カ月半近く開いておりまして、この間にもう1回くらい基本計画部会をやらないといけないのではないかという気も少ししておりますので、あるいはそれをお願いすることになるかもしれません。

ということで、大体このようなテンポでやりたいと思うのですが、いかがでございますでしょうか。何か御意見ございますか。

もしよければ、一応、とにかく12月10日まではこのくらいのテンポで行きたいと思っておりますので、皆さんお忙しいと思うのですが、基本計画部会にはなるべく全員においでいただきたいので、御予定いただきたいと思っております。

それでは、その次に「公的統計の課題等について」のディスカッションということで、前回に続いて議論することになりますが、その前に、参考資料として「統計行政の新たな展開方向」という、これは前から議論されて、御検討いただいているものですが、それに関連したことをちょっと参考までに御説明いただきますので、総務省政策統括官からお願いします。

総務省政策統括官 それでは、参考1を御覧いただきたいと思っております。「統計行政の新たな展開方向」の推進状況でございます。

この「統計行政の新たな展開方向」と申しますのは、各府省統計主管部局長等会議が設置されているのですが、その会議の平成15年6月の申合せでございまして、当時、5年から10年くらい先を見込んだ統計行政の指針ということで取りまとめられたものでございます。

会議の庶務は、私ども統計基準担当の政策統括官が担当させていただいております。毎年、推進状況を取りまとめて発表させていただいております。この申合せにおきましては、社会・経済情勢等の変化に的確に対応するため、申合せから5年をめぐりに総括的な評価をするということになっております。

では、具体的にどんなことが課題として取り上げられ、どんな推進状況であるかということをご1ページからかいつまんで御紹介させていただきたいと思っております。

まず、「社会・経済の変化に対応した統計の整備」ですが、左側の課題と右側の推進状況を併せて御覧いただきたいと思っております。

「大規模経済統計の在り方」につきましては、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計として経済センサスを平成21年及び23年に実施するというところで準備中でございます。

それから、「GDP関連統計等の見直し」につきましては、SNAの視点から、一次統計の整備状況を点検するために、専門会議を開催しまして、これまで8回ほど議論してきたわけですが、この中では、サービス産業分野の統計を充実することとか、ある

いは各種統計の公表を早期に実施することなどが言われております。

それから、「企業を中心とした統計の整備」の関係では、平成20年度から法人企業統計調査の中で金融・保険業を含めた調査を実施する予定にしております。

2ページに参りまして、「サービス分野の統計整備」ですが、平成20年度にサービス産業動向調査（仮称）という月次調査を実施する予定にしております。

「IT関係統計の整備」につきましては、情報処理実態調査の中で、ソフトウェア制作の自社利用分、インハウス分の内訳を調査対象にしております。

それから、「雇用関係統計の整備」につきましては、有期契約労働に関する実態調査の実施や正社員・正社員以外の労働者数の把握といったようなことをやっております。

それから、「環境統計の整備」につきましては、業種横断的にエネルギーの消費構造を把握するために、平成19年度、今年度ですけれども、エネルギー消費統計調査（仮称）を実施する予定にしております。

3ページに参りまして「ジェンダー統計の整備」でございますけれども、サービス業基本調査、漁業センサス等において、男女別のデータを把握することにしております。

それから、「国民生活に関する統計の整備」でございますけれども、中高年層に焦点を当てた縦断調査を平成17年に実施しております。また、生涯学習の実態を把握するような調査もやっております。

それから、「統計調査の整理合理化」でございますけれども、整理合理化の指針というのを平成16年5月に策定しまして、各府省におきまして所管する統計調査全体について、毎年計画的に見直しをすることにしております。

4ページですが、「統計調査の効率的・円滑な実施」ということで「情報通信技術を活用した統計調査の推進」につきましては、これまで133調査でオンライン化等を推進しております。

それから、「民間委託の推進と報告者の信頼確保」でございますけれども、これは、平成19年5月に「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定してありまして、また、実際に科学技術研究調査等で民間委託を実施済みでございます。

それから、「統計行政関係手続の一層の円滑化・迅速化」ということで、各種規程類の改定等を行っております。

また、「地方統計機構等の充実」につきましては、「統計調査員の量・質の確保・向上に関するガイドライン」を策定したり、「統計職員の育成・研修」ということで、「統計作成過程の標準化のためのハンドブック」といったものを作成しております。

5ページに参りまして、「調査結果の利用の拡大」ということで、「統計情報の高度利用」ということで、様々なことが課題として上げられておりますけれども、地図情報、GISを活用した表章や、あるいは事業所・企業データベースの充実といったようなものを図っております。

また、「提供の高度化」ということでは、統計データのポータルサイトを開設したり、イ

ンターネットを通じた提供を推進しております。

6 ページに参りまして、「統計データの利用促進のための基盤整備」でございますが、これは先ほども少し言及したのですけれども、公表時期の早期化といったようなものを推進し、また、統計の作成の中で、委託による統計の作成ということでオーダーメイド集計、あるいは匿名データの作成・提供について、新しい法律の中で制度化を果たしております。

それから、「統計分類の整備」につきましては、今年の9月、統計審議会で日本標準産業分類の改定に関する答申をいただきまして、来年4月から適用予定でございます。

7 ページに参りまして、「国際協力の推進」でございますけれども、「我が国の統計の国際比較性向上と海外における我が国の統計の利用促進」については、国連、OECDの標準化活動等に参画しております。

また、「統計分野における積極的な国際協力の推進」ということでは、開発途上国の政府職員を対象とした研修員の受入れ、あるいはセミナーの開催などを実施しているということでございます。

以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

何か御質問ございますか。

吉川委員長代理 この「統計行政の新たな展開方向」というのが数年前につくられて、現在進んでいるということは私も理解しているんですが、新たにできたこの統計委員会との関係で、この新たな展開というのは、私は若干コンフュージングだと思っています。その意味は、もちろんこの新たな展開が非常によくできているということであれば、我々が基本計画をつくっていくときの仕事が非常に楽になって、一番極端な場合、それをただ追認すればいいということになるかもしれない。

私は誤解されると困るのですが、この新たな展開方向というものは統計委員会がつくったものでないので何か気になる、そんなことを申し上げているつもりは全然ない。旧統計審議会、あるいは統計局中心にこれをつくられた、あるいは政策統括官のところにつくられた、それは総務省の統括官のほうでつくられた、そのことに何のこだわりもありません。何のこだわりもありませんが、しかしながら、我々この統計委員会の仕事としては、これから基本計画をつくっていくということなので、この新たな展開方向というものは、やや乱暴な言葉でいいますと、日本の統計制度のリストラクチャリングに関するような方向性を述べているということですが、この数年前のものがどういう位置づけになるのかということだと思います。

私の考えでは、極端な場合、これが横滑りだったとしても、一度この統計委員会の場へ基本計画づくりや何かの材料として出していただいて、それで十分なのかどうか。それは、形の上では総務省と内閣府の統計委員会の室長でよく議論していただいて、それを統計委員会のこの場に出していただくことになってくると思う。

全体として今進捗状況を御説明いただいて、別に、この統計委員会が基本計画をつくるま

で、いろいろなリストラ全部フリーズなんて、そんなばかなことはないので、良いほうへの変化であれば常にやっていただければいいのですが、ただ、決して揚げ足を取るつもりはないのですが、例えば今の御説明の資料を伺っていて、3ページの一番上でしょうか、これがどれくらい大きな項目なのかは、私はもちろんわかりませんが、例えばジェンダー統計を整備していく必要があるのではないかとというアジェンダに、私、異論はありません。それで、そのためにということで先ほど右を少し見たら、「サービス業基本調査、漁業センサス、木材統計調査等において新たに男女別データ等の把握」と書いてあるんですが、率直に言って、漁業とか木材業で女性がどれくらい働いているのか、また、働いていらっしゃると思うのですが、それがどれくらい日本経済全体でリプレゼンタティブなのかと考えると、かなり疑問に思います。つまり、何となくここら辺だったら、既存の統計の中で、こういうことをやったらどうかということ、すぐに、やってもいいですよと返事がもらえるということで、何となくジェンダー統計の整備というところにこういうものが入り込んでいるのかなと、決して私は邪推するのは好きではないのですが、思えてしまうところもある。

要は、申し上げたいことは、やはり統計委員会のもとで基本計画をつくって日本の統計をリストラクチャーするというときには、それなりに、せつかくの機会ですから、抜本的に見直して、従来の議論を超える必要があると私は思っていて、その際に、この新たな展開方向というものは貴重な出発点を与えてくれるものだとはもちろん思うのですが、ただ、それに縛られる必要はないと思います。というような考えを持ってしまして、そういう意味で、繰り返しになりますが、この統計委員会がつくったものでない、既存のものだからということで、決してそれに対してネガティブなことを言うという発想は一切持っていません。ただ、この新たな展開方向があたかも今後の基本計画その他の既定の路線になることに関しては、私は、それは必ずしも正しくないと思うので、この点は、やはりこれを新生統計委員会の一つの材料として提出されている、あるいはされるべきものだという理解で、この点については、ガバナンスの問題も含めて、やはり内閣府の統計委員会担当室等とも十分議論していただいて、それで一つの材料としてこの統計委員会の場で我々議論していく、そういう位置づけとして私は理解しています。

そういうことで、竹内委員長、私の理解はそういうことでよろしいでしょうか。

竹内委員長 今、吉川さんがおっしゃったことの中で、統計行政の新たな展開方向というものが、統計部局長の連絡会のほうでつくられたことについては、実は、これはこの前、統計審議会の位置づけが変わったときに、こういう問題を統計審議会では議論してはいけないということになったことによるものです。それまでは、つまり統計行政の中長期構想というものを統計審議会でも議論して決めていたわけです。いわばそのフォローアップに近い形であるし、あるいは、場合によったらその新たなバージョンみたいな形でこれが検討されたわけですが、それが、統計審議会でも議論してはいけないという話になって、それで、各省庁の統計部局の集まりというところで議論されて、これがここに出てきた。

その検討の段階では、統計審議会は正式には絡みませんでしたけれども、統計審議会の委

員の方は、この中でいろいろ意見も言われたはずです。

それで、これをどう位置づけるかという話ですが、重要な1つのポイントは、これは別に、課題とそれに対する対応の仕方についての一つの提案ではなくて、現にこの内容がいろいろ進捗しているわけです。そういう意味では、これは前に決めて行われていることがあって、そのことも我々が基本計画を考えるとときに考慮すべきことではないかと思います。

吉川委員長代理　そこは質問なんですが、この統計委員会の位置づけ自体が、平成21年までに移行期みたいなものがあるわけです。その間に基本計画を立てるわけで、その移行期についてはもう既に決まって、役所としてこういうことを粛々と進められるというのは、その辺はまだ理解できるのですが、やや乱暴な言い方かもしれませんが、基本計画の中に発展的解消をするようなものではないかと思います。

竹内委員長　基本的にはそうです。

吉川委員長代理　そういう印象を私は持っているわけです。ですから、まさにこの統計委員会ができる前の制度のもとでつくられて、現在移行期にあるものであって、その間における進捗というのは当然なされることだと思いますが、平成21年からは、それまでにつくられるであろう基本計画がこれに取ってかわるということです。したがって、新たな展開方向というものは基本計画の中にマージしていく、発展的に解消するものだ、そういう理解でよろしいでしょうか。

竹内委員長　政策統括官、その辺どうしますか。

総務省政策統括官　先ほど御説明いたしましたように、この新たな展開方向というのは、各府省統計主管部局長等会議の申合せという位置付けであり、私どもが作ったということではなくて、私どもは庶務をやっている立場ですけれども、その上で、ただ今の御発言について、若干、私どもの立場、趣旨を御説明させていただきます。

まず、本日こういう形で説明させていただいたのは、正に基本計画を御議論いただくため御参考にしていただきたいということと、それから、今後、この扱いをどうするかということについては、各府省統計主管部局長等会議の申合せという性格から、私どもがここでこうしますということを決められるものではございません。しかし、先ほど御説明しましたスケジュールでお考えいただきますと、新たな展開方向は平成15年に作成され、5年後をめどに総括的評価をするということですので、たまたまということなのかもしれませんが、21年春から効力を発生する基本計画と、仮に20年に総括的評価を行い、その後に評価結果を踏まえた新たな展開方向のネクストバージョンみたいなものが要るのかという議論が当然出てくると思います。ただ今の御発言にございましたように、私どもとしても、各府省統計主管部局長等会議申合せと基本計画が両立することはなかなか難しいのではないかという認識で受け止めております。したがって、この部会等におきまして、基本計画はこれだ、申合せである新たな展開方向の役割は終わったんだ、というような位置付けで御議論されれば、それを踏まえた形で各府省統計主管部局長等会議の中で議論して、しかるべき措置をとりたいと思っております。

吉川委員長代理 それであれば、今の御説明を受けたので、やや繰り返しになりますが、私は、一委員として、その部局長等会議で従来この統計のコーディネーションに関して議論されて、この新たな展開もつくられて、現在進捗している。それで、今御説明にあったように、たまたま最終年度が平成20年ですか、21年からの基本計画を我々につくるということで、統計委員会の役割からいっても、基本計画の役割からいっても、省庁横断的に日本の統計制度全体について見直しをしてあるべき姿を示すというのが、この委員会の役割であれば、言葉の表現ぶりとはともかくとして、私は、基本計画に一本化されて、その中で、基本計画を実際にインプリメントする組織として、省庁横断的な会議でそれを実際に実現していただく、そういう位置づけではないかなと思います。基本計画とは独立に省庁間の部局長会議で、省庁間の統計のあり方というのはこういうものでこういうふうに変えますというのがつくられるというのは、やはりおかしいのではないかと。したがって、基本計画に一元化ということが、平成21年度からのあるべき姿ではないかと思えます。意見です。

舟岡委員 私は単純に考えていまして、「統計行政の中長期構想について」と「統計行政の新中長期構想」、それから、統計審議会が法施行型審議会になったことに伴ってつくられた「統計行政の新たな展開方向」、これらはいずれも向こう5年から10年ぐらいの間で、どのような統計行政上の課題があるかについて、問題点を洗い出し、それにどう対応するかの方策を書き込んだものであります。書き込まれた課題について、対応が実現したものもありますし、していないものもある。基本計画をこれから審議し、検討するに当たって、これまでの課題への対応がどのような状況にあるのか、そして、これまで10年程度のタームで、いかなる問題が取り上げられていたのか、そこについて議論の最初の段階で共通の理解、認識を持っていたほうが良いだろうということで、今日御説明いただいたと私は理解しています。

吉川委員がおっしゃいますように、今回、60年ぶりに統計法が改正されて、そして統計委員会のもとで基本計画が策定されるのですから、前回も申しましたが、10年なんてケチなことを言わずに、過去60年にいろいろな積もった課題をこの機会に一度真っさらで議論することが重要だと思います。したがって、「統計行政の新たな展開方向」は、10年程度を視野に入れて計画その他ができていますから、それを超えて議論する範囲と内容は当然出てくるものと私は理解しています。

吉川委員長代理 たびたび発言して恐縮ですが、舟岡委員がおっしゃったことは、大いによく理解できます。新たな展開方向というものが基本計画をつくる際の重要な一つの土台とか材料を提供してくれるものだということは私も理解しており、また、それが我々委員全体である種の共通の認識になるべきだと思います。それは認めるという意味ではなくて、それを知っておくということは、大変大切だと思っています。

それで言いますと、今日の説明資料で言えば、むしろ左側のほうを説明していただく、あるいはある時点でできるだけ多くの委員が知っておくべきことだと思います。つまり繰り返しになって恐縮なんですけど、3ページのジェンダー統計の充実で、進捗のほうの右で、木材の統計とか漁業統計というものだったら、これは極めて不満足ということになります。

舟岡委員 ほかの大半の統計ではもう既に男女別の結果表章になっています。

吉川委員長代理 ですから、この右のほうのこういう進捗は大切で、これが大事でないと言っているのではありません。私も含めてこの統計委員会の委員の皆さんが、これくらいの進捗を知っている必要はないと思います。木材の統計で男女別の統計を取り始めたということを知っている必要はないと私は思います。それよりも、新たな展開方向の中で、一体どのようなビジョンが描かれているのか、こういうことをやるべきだ、こういう統計について具体的にメスを入れるべきだというようなことを言っているという点について、この新たな展開方向という一つの具体的なメニュー、アジェンダで上げてくれているわけですから、それは私たち委員も知っておくべきことだと思いますし、それをいつかある時点で基本計画づくりを始めるまでに共通の知識として持っておくべきだと思います。

竹内委員長 吉川さんのおっしゃることは全く同感ですが、少しこの趣旨について言うと、ここで推進状況というのは、実際に既に推進しつつあることだけ書いてあって、ある意味で言うと、今のジェンダー統計というのは、まだ何もなっていませんということを書いてあるとあっていただければよろしいと思います。現実にはほとんど進行しませんと理解していただいたほうが良いと思います。

しかし、ほかのことはそれぞれもう調査 具体的に、右側は進捗していることしか書いていないわけでしょう。ですから、そういう状況と理解していただいて、当然、これではだめでこういうことをやれということは、基本計画なり、統計委員会で大いに議論していただくべきことだと思います。

それで、この組織上の問題ですけれども、統計部局長の会議というのが好ましくない形を言えば、それが統計委員会と全く別個に存在して、一方、統計委員会は、それぞれの統計部局とはまた別個に、関係なく基本計画をつくって、そして、それが両立するのか両立しないのか、どっちが上、どっちが下という議論になるのが一番よろしくないと思います。私としては、こういうそれぞれの統計部局長の方も、基本計画の作成に積極的に参加していただきたいと思います。議論にも参加していただきたいし、いろいろな形で参加していただきたい。

それで、今までやっていただいたこの統計行政の新たな展開方向というのは、これは、さっき御説明ありましたように、一応来年度で終わるわけですから、これは今までの仕事の継続があると思いますから、それはそこまできちんとやっていただいて、報告は出していただいて、それは大いに基本計画をつくるものの参考にさせていただきたいと思います。その後は、やはり別組織という形ではなくて、もしそういう連絡会議ができるのであれば、それは統計委員会と関連した形で何らかの形でやっていただかないと、やはり統計委員会としても具合が悪いのではないかと思います。これ自体は来年度までの、この統計行政の新たな展開方向ということについて、これまでいろいろ御検討いただき、かつ、実際にももう既に進みつつあることをまとめていただいて、レポートとして出していただいて、それを我々としても大いに参考にさせていただくという形にしていきたいと思います。

吉川さん、そういうことではいけませんか。

内閣府経済社会総合研究所 1点だけ御説明してよろしいですか。

竹内委員長 いいですよ、どうぞ、オブザーバーの御発言も大いに歓迎します。

内閣府経済社会総合研究所 ありがとうございます。

今、統括官、それから吉川先生の御意見、私ども作成部署としてはよくわかっているつもりでいます。統計委員会で御議論いただいて、基本計画を立てていただいて、それを統括官のもとで行政がインプリメントするという姿が、形の上では一番すっきりしているんだろうと僕自身は思っています。そのときに、現在、SNAならSNAの部局、経済産業省なら経済産業省、農林水産省、その他すべての統計部局が、インプリメントする主体としているいろいろな問題を実際の統計に抱えていると思います。それを是非一度こういう場で、我々はこのことが問題だと思っているということを報告させていただいて、そこに共通認識を持っていただくことは非常に重要だろうと思います。

竹内委員長 今、黒田さんがおっしゃったことは、私も賛成で、統計行政の新たな展開方向の推進状況というものは、いわば統計の作成側からの御検討で、いろいろな観点からやっただけでいいのですが、多分、統計利用者としてというか統計を使っている側、例えば内閣府というようなところから、今までの統計でこういうところは問題だと思っているというようなことについて、一度まとめて御報告いただいたほうが良い。これは基本計画部会で御報告いただければいいと思います。

それから、ついでに申し上げますと、内閣府に限らず、実は各省で統計部局ではないところから施策の上とかいろいろな点で、統計に対する注文というようなこともお持ちではないかと思えます。そういうこともできれば、これはどういう形で伺ったらいいかわかりませんが、いろいろな伺った上で、仕事をしていきたいと私は思っております。

例えば、先ほどの住宅・土地統計調査でも、いろいろな問題に絡むわけです。子育ての問題もあるし、介護の問題もあるし、あるいはホームレスの問題もあるかもしれない。いろいろな問題があって、またそれぞれの担当の政策部局がいろいろデータの上での問題も持っていると思います。そういうことも反映していきたいと思えますので、なるべくいろいろな方面からの御意見を集めたいと思えます。

取りあえず、これは今そういうことが進行しているということについて、具体的にいろいろ問題提起されて、ある程度進行しているものは進行しているし、ある意味では、進行していないことは進行していないということも、御報告として皆さんに理解していただければと思います。

美添委員 この「統計行政の新たな展開方向」が各部局長の会議で決まったということについて、位置づけが理解されていないようですので、過去の経緯、これは竹内先生のほうが適任かもしれませんが、私の理解をお話しさせてください。

第1回の統計行政の中長期構想は、森口先生が会長のおき、当初は計画のイメージで企画はしたけれども、名前は構想になったものです。そのときの議論には各省の統計部局長が当

然参加していて、取りまとめは審議会です。

それができた後は、その進捗状況を確認するということで、これは正式な名称を忘れてしまいましたが、協議会のような形ができて、各省で進捗状況を報告し、当時の統計基準部で中長期構想にうたわれた課題の実行状況を確認しています。

その10年後に、状況の変化をうけて新中長期構想がつくられ、そのときには、旧中長期構想で十分に実現できなかった課題を再び取り込み、さらに追加的な課題を書き込みました。

さらに10年が経過したときにつくられたのが、この「統計行政の新たな展開方向」ですが、これがなぜ中長期構想の第3次版にならなかったかは、先ほど竹内委員長が説明されたとおり、当時は、統計審議会はこのような提案をする権限がないということで、統計審議会委員は個人としての意見を述べる機会が与えられただけで、制度としては、部局長会議で決められたものです。

位置づけを素直に考えると、今回、統計委員会が基本計画をつくるわけですから、中長期構想あるいは新中長期構想より、強い方向性を示す計画になると思います。この経緯を考えると、最終的には吉川委員が指摘された理解のとおりで、私も新たにつくられる基本計画は、従来の展開方向に書かれた課題を実現状況、達成状況を確認しながら追加的な課題を取り入れて整理するものだとして理解しています。

ただ、従来の経緯を考えると、基本計画部会あるいはその下にできるワーキンググループには、各省の統計関係者は、基本的に、オブザーバーではなくて正委員として参加すべきであり、その議論は十分詰めるべきですが、基本計画がつくられた後の推進状況については、従来と同じように、協議会のような形をつくって政策統括官で管理することになると思っていました。

決定されたわけではないですが、この理解が進められると予想していますので、結論としては、吉川委員の理解とほとんど同じではないですか。

吉川委員長代理 少しよろしいですか。美添委員がおっしゃった私の意味というのは、そうではありません。つまり、私は違う考えだと思います。統計委員会ができたことによって完全にリセットというのが私の解釈です。したがって、統計委員会がつくる基本計画というものは、この新たな展開方向を見直してこれに接ぎ木するという発想を取る必要はないというのが私の理解です。ただし、それはもちろん、この新たな展開方向に敬意を表しないということでは全然ありません。新たに基本計画を全くの白地で作るのだけれども、もちろん専門家が大きなエネルギーを傾注されたこの新たな展開方向には、聞くべきもの、見るべきものがたくさん詰まっているだろうと、私は真にそう信じています。当然その意味で土台になるということを行ったのであり、ただし、私は、形式的・制度的にこの新たな展開方向を継承して基本計画はつくられるべきだという考えではない。

美添委員 私はそういうことを言ったつもりではないのですが。現在の政府統計、公的統計が直面している課題は、従来から統計審議会も把握してきて、それなりの答えを書き添えたわけですから、それが十分に実現できていないという指摘はそのとおりです。書いたことが実

現できていない。書きたいことも十分書けなかった場合もある。しかし、現在の課題を認識するために過去を調べるということは吉川委員も指摘しているとおりだと思います。接ぎ木という意識は私は全くなくて、新たにつくるわけですから、全く同じことを言っていると思います。現在の課題が、これまでどのように認識され、どのように解決の努力がなされてきたのかを知るのは当然のことであって、結果的には、従来の積み残しの課題を取り入れて新たに整理するものだと思います。

そういう意味で私は申し上げています。

竹内委員長 本当に違うことを議論されているとは思わないのですが、少し美添さんの表現で私も気になったことは、今の言い方の中で、「積み残しを修正して」と言われたけれども、私は、積み残しではないと思います。今まで、例えば、そもそも新中長期構想のころから、やはり統計審議会の立場というのは、この統計委員会の立場よりかなり限定されていたことがあったので、したがって、やはり視点もある程度一定の方向の、狭いと言ってはいいませんが、ある程度の決まった視点から問題を見ていたところがありまして、それが継続されているわけです。そういう視点が大事でないとしり上げるつもりはありませんし、この中を見ていただければ、主な課題で上げられているのは、我々が重要な課題と思うことはほとんど入っているわけです。

ただ、この統計委員会としては、もう少し広い観点からの物の見方、物の整理の仕方が必要なので、そういう意味では、今までの統計行政の新中長期構想から、この新たな展開方向に至るまでのものからは、少し1段違った観点から基本計画をまとめる必要があると思うので、そういう点では、美添さんのおっしゃるように、積み残しをもう少し何とかしようということにはとどまらないだろうと私は思います。

美添委員 表現の問題ですが、意識の中では当然積み残しなのです。個人としていろいろな課題を持っていた、しかし、書けなかつただけです。そういう意味で、積み残しなのです。

舟岡委員 正確に言いますと、一番大きな違いは、先ほど美添委員もおっしゃいましたが、「統計行政の中長期構想について」は、当初は、計画をつくって、閣議決定という運びを考えていたようですが、それがかなわず構想にとどまった。今回の基本計画は、閣議決定して実効性が強いものとなる。そういう意味から言えば、盛り込むべき内容については、おのずと性格の異なったものになるだろうと理解しています。

計画等については、統計行政の中でどのように実現したかを絶えずフォローして、検証していくことが必要ですが、「統計行政の中長期構想について」は言いっ放し、構想の出しっ放しで、その後のフォローアップがなされなかった。したがって、中長期構想は、環境統計、ストック統計、サービス統計の3つが大きな柱で、そのほかにデータリンケージの促進もありましたが、それらの課題はなかなか実現しなかった。その反省を受けて、10年後に作成された新中長期構想においては、構想を具体化する協議会、委員会、部会等の組織を統計基準部のもとで編成して実現に向けて行動を起こした。

同じように、今回の「統計行政の新たな展開方向」については、政策統括官室で専門会議

を幾つかつくって、その中でどういう手順で新たな展開方向を実現していくかを詰めていった。その成果はかなり評価できるものであり、統計行政を調整する立場の政策統括官室が、計画を実際にどう進行させていくかに際して図面を描く役割は、引き続き担ってもらわないと困るだろうと、理解しています。

吉川委員長代理 これはやはり重要な論点ですので。美添委員にしても、舟岡委員にしても、今御発言の中で過去の経緯について随分説明されています。今の統計委員の皆さんが、何故それを知らなければいけないのか。過去の経緯はイレリバントではないですか。私たちはこの統計委員会です。新しく基本計画をつくるのですから、日本の統計制度の現状において、どういう問題点があって、どういうふうに変えなくてはならないかということ白地で議論すればいい。それが我々統計委員の仕事ではないですか。過去にどういうことをやってきたかというその経緯の説明をされるのだけれども、過去の経緯ということ自体がイレリバントです。

もちろん、先生方は専門家として、過去にこういうことについてもいろいろなことを考えてこられた。それは新たに白地でここにもう一回出していただければいい。私たちほかの委員は、その経緯は全く知らずに、なるほど、そうだなということ新しく作る基本計画に盛り込めばいい、そういうことではないですか。

竹内委員長 要するに、これは、過去の説明をされたのは、これがどういう性格のものであるかということ御理解いただくために、多分、過去の経緯を言わないといけなかったのだと思いますが、別に過去の経緯に縛られる必要は全くないわけで、それは吉川さんのおっしゃるとおり、新たに我々が考える。

1つ、私として強調したいことは、過去の議論をしたときには、これはあくまで一次統計だったし、それから統計法が統計調査にかかわるものであって、統計全体にかかわることはなかった。今度の重要なポイントは、加工統計も含めて統計というものを考える。加工統計というものは、統計調査に基づくものだけではなくて、行政記録その他によるものも含むということもありますし、それから、その場合に統計の利用者の観点も非常に強く入れるという問題もありまして、やはり統計審議会が委託されていた仕事とは少し違った視点から統計委員会というものをやっていかなければならないと思います。

そういう意味で、これはこれで大いに参考にさせていただくわけですが、やはりそれとは違った視点からの議論も必要でありますし、国民経済計算がここに一つ大きく取り入れられたというのも、その一つの重要なファクターでありますから、そういう点では、別の考え方からもやっていく必要があると思います。ですから、これはそういう意味では、基本計画をつくるに当たっての、これまでこういうことは議論されて、こういうことがあって実現していますということについての非常に重要な参考資料として取り入れられていくということによろしいのではないかと思います。

内閣府経済社会総合研究所 1点だけ、最初が肝心だと思いますので、私見ですがけれども、今回の統計委員会というのは、基本計画をつくっていただいて、それが閣議決定までになる

という点が今までと異なる重要な違いだと思います。それで、なおかつ決定したものが実施されているかどうかをフォローアップして、各所属長に意見を言うことができる。これも条項に入っています。非常に重い条項だと思います。

したがって、統計委員会で決めていただいた基本計画を、各統計部署がどうやって実施するかということについて、その責任を我々は担っていると思います。それは、統計委員会の決定を我々が受けて実施しなければいけないのですが、今までややもすればできなかったのは、やはり各部署においてリソースが足りないのです。統計の部署は、人と予算が本当にどんどん削られている状態で、そのことに対して、やはり統計委員会だからこそ、何かリソースのアロケーションについて言える、そういうことも非常に重要だと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

竹内委員長 今、黒田さんの御指摘になったフォローアップも統計委員会の仕事だということは、確かに法律に書いてあって、これは重要なポイントです。ですから、フォローアップについては、もちろん各統計担当部局長は、自分のところがどういうふうにできたということの御検討をいただくことはもちろん必要ですが、同時にそれは、この場でいろいろレビューする必要もあると思います。

ついでに少し余計なことを言えば、その場合に、統計委員会としては、これまでの、例えば各統計の現場がおやりになったことについて、ある意味では不満であるということも言えることでもあり得ていいと思います。もう少し言えば、それは何もいろいろ人を批判しようということではなくて、それは資源が足りないからである、予算が足りないからであるということも、少し統計委員会としてもできる限り言う場があれば、私としては言っていきたいと思います。これは、それぞれの現場ではなかなかその話は出しにくい。なぜなら、こういう予算で、これとてにかくできますという建前で計画を提出して調査されるわけですから、後で、あれは実は金が足りないから、もともとよくできるはずがなかったと言うわけにいかないということはおよくわかります。そういう意味では、統計委員会は、一方では統計それぞれの部局から非常に密接な協力をいただきながら、同時に、ある意味で少し離れた立場からの議論もするということがあったほうがいい。これはむしろお互いのためではないかと私は思っています。

ですから、統計委員会とそれぞれの統計部署の関係をどうするかについては、いろいろ密接な協力のもとにやっていくというのは当然でありますので、もっといろいろと御議論いただきながらやりたいと思います。そういう意味では、ここにオブザーバーとして出ていらっしゃる方も、今日の議論は少し別としても、どうぞ積極的に御発言いただきたいと私は思っております。

それでは、そういう議論をいつまでもやっているとお身に受けなくなるので、申しわけありませんが、この議論はこの辺で切り上げさせていただいて、実は、基本計画に関してそれぞれの方からいろいろ御意見をいただきました。それがここにありますので、これについて、それぞれ出していただいた方から御発言いただきます。では、アイウエオ順で、阿藤さんか

らお願いいたします。

阿藤委員 前回、竹内委員長から基本計画について、検討すべきいろいろな多岐にわたる事項の提示がございましたので、その中で自分のテリトリーに近いもの、関心が深いことについてだけ、大きく言って4項目ほどメモをつくってみました。

第1点は、いわゆる人口・社会統計指標の整合性、連携の確保とか、あるいは国民生活統計の体系化ということで、SNAを中心とする経済統計に対して、そういう幅広い、個人の観点からだと思いますが、そういう統計の体系化というものをどうしていくかということが従来から問題になっていたということだと思います。ある意味では、これまでも幾つかの体系化の試みがあって、一番実用化されているのは、地域統計についての統計局のデータベース(SSDS)というものがあります。

事務局のほうから、一番最後のところに資料を、SSDSの概念図をつけていただいているのですが、ある意味、非常によく考えられた概念図になっているわけです。仮にこれを出発点とすると、そこに含まれる指標の中で一体何を基幹統計にするのかということを考えてみる必要があるのではないかと思います。

それから、当然のことながら、それらの指標を得るための統計調査の中で、何を基幹統計調査とするかを検討する。人口・社会統計で言うと、例えば医療施設については基幹統計になっているけれども、いわゆる社会福祉施設などについては業務報告で止まっているということがあったりして、客観的に見て、これはアンバランスになっているような印象を持ちます。そういう意味で、こういうSSDSのようなものをベースにして考えていくと、割と整理がしやすいのかなということを考えています。その際にまた、基幹統計と基幹統計調査というのは、相変わらずなかなか区分が難しいというか、どう考えるべきなのかという問題があると思います。

それから、こういうSSDSのような試みというのは前から幾つかあるわけですが、それでも、例えば今問題になっているような新しい問題がすくい上げられているかという、どうもそうでもない部分がある。それは(2)ですが、先ほど出ましたようなジェンダー統計。ジェンダーイクオリティというものが男女共同参画基本法で日本の一種の国是となっているにもかかわらず、そういうものについてきちんとこういうところに出てくるのかという、それは全く出てこない。

それから、いわゆる90年代から今日まで大変な問題になっている少子化あるいは子育て、あるいは家族全般の変動という問題についても、この図式の中には全く出てこないということです。

それから、また90年代のフリーター・ニート問題とか、あるいは若者の行動の変化というもの、これをどういふところですくい上げるのかという、これまたなかなかそういうものがない。

あるいは格差問題と言われている中で、それではそういう格差の問題はこれの中でどう出てくるのか、これも必ずしもこういうところですっきり出てこないという、時代の問題というものが必ずしもすくい上げられるわけではないということもある。それではそこでどうする

かということで、そういうものを加えた統計を全体として考えていくのかと思います。なかなかこの辺も難しいところではないかと思いますが、しかし、きれいにまとまったら、それで終わりという問題ではないということを言いたかったわけです。

2番目ですが、これは私自身のテリトリーでございまして、特に人口・世帯統計について言いますと、1つは、これも竹内先生の議論すべき項目の中にございましたが、そもそも国勢調査をどうするか、どういうふうに見るかということがございました。当面、2010年調査に向かってもう既に準備が進んでいる、そしてそれ以後、2015年調査、2020年調査と、この辺についてどう考えるかということが当然あると思います。特に、人口・世帯関係で言えば、何といっても最も基本的な母集団情報でもありますし、これについてどう考えるかは非常に基本的な問題だと考えます。

そうは言いながら、2010年調査は準備段階も進んできていて、なかなか今からどうこうという話にはなりにくい。ですから、その点について言えば、もう既に検討会を通じて、調査方式を修正して一応進んでいるわけでございますので、その辺はそういうことで、統計委員会としても、この2010年の国勢調査というものをしっかり応援しつつと言うと語弊がありませんけれども受け入れていく、そういう方向になろうかと思っています。

ただし、それ以降についてはいろいろな点で検討が必要かなと思います。特に、2005年調査の結果と比べて2010年調査の結果がどうなるのかということは、なかなか難しいところがございますので、その結果を見て、その先のほうは検討するという二段構えが必要かなと考えております。

ただ、人口センサスに関しましては、特に西側の先進諸国の中でこういうものを行わない国が増えている感じもいたしまして、当面、幾つかの代替方策をここで検討していく必要があるのかなと思います。なるべく国勢調査の本体を小さくて、いわゆるショートフォーム、ロングフォーム方式にしていくとか、例えば、住民基本台帳の活用、その場合に必要な法的な整備等、そういうことで本当にセンサスに変わり得るものができるのかつかれないのかということもあるところで議論していく必要があるかなと思っています。

それから、(2)は人口・世帯統計だけについて考えますと、これまで国勢調査と人口動態統計だけという意識が非常に強かったわけでありましたが、人口という観点から言うと、やはり国際人口移動を含めた出入国管理統計、在留外国人統計、それから国内で言えば、住民基本台帳の移動に関するデータ、そして加工統計としての現在推計人口というものを一体的に考えて検討する必要があるのではないかと考えてございます。

それらの統計ができてくる過程として、人口動態統計とか住民基本台帳に基づく統計、あるいは外国人に対する統計についての使い勝手のよさというものを求めて拡充を検討することになろうかと思っています。

あとの3番と4番は一般論でございますけれども、統計というものをどういうふうに蓄積して、過去に伝えていくか、そして時系列統計として使いやすくすることによって統計アーカイブというものを設置する、そういう方向に議論が進んでいると思いますが、これも1

力所に全部集中するのか、あるいは各省庁が持てばいいのかということがありますし、その中で、特に統計局がどういう役割を演ずるべきなのかということがあろうかと思えます。これも、やはり放っておいてはなかなか進まないということなので、ある種の工程表みたいなものをつくって、何年ぐらいまでにどういうものを構築するというような具体的な計画が必要ではないかと思っております。

それから、4番目の匿名データについては、ある意味で統計局が既に匿名データの提供システムというものを大学と協力して試行中ということがありまして、こういう先駆的な試みに基づいて、そのすべてを官庁内で作るということではなくて、外側の大学との連携協力関係というものの有効性を検討しながらアイデアを固めていくことが望ましいのではないかと。この点でも、統計局に加えて、他省庁のデータも含めた匿名データ提供システムの全体像をどういうふうにつくっていくのかという工程表がやはり必要ではないかということを考えて次第でございます。

以上です。

井伊委員 私のメモは、基本計画全体を俯瞰するというものではありませんで、この委員会で特に私が主張したい点として、マイクロデータの公開のあり方についてメモを作成いたしました。

主張の内容は、目的にありますように、大変多額の公費を投じて作成されたデータは国民全体の貴重な財産であるべきですし、秘密保護と抵触しない限り、そのマイクロデータは広く一般に公開されるべきである。

現在のマイクロデータの公開のあり方について、どのような問題点が生きているかということで2点ほど指摘しております。社会問題や経済問題というものは、なかなか大規模な社会実験や経済実験ができませんので、マイクロデータに基づいた実証研究が非常に重要であると思えます。現在、日本のいろいろな政策決定を見ていると、重要な政策課題がデータに基づくことなく決まっているように思えます。例えば、最低賃金をもっている世帯はどのような属性なのであるか。最低賃金が上昇した場合に、どのぐらいの労働者が、どの地域で、どのように影響を受けるのだろうか。昨今、都内の23区内で15歳までの子供の医療費の無料化ということが始まりましたが、低所得者の子供が、果たしてこうした医療費の無料化政策でどの程度恩恵を受けているのだろうか。分配効果はどのようなのだろうか。また、消費税の軽減税率導入ということが今、議論され始めましたけれども、実際利益を受ける人はどの程度なのかといった、非常に重要な最低賃金であるとか、医療政策、税制といった国の政策が、基本的な情報もわからずに決まってきたというところがあるのではないのでしょうか。

こうした分析は集計データでは不可能なために、マイクロデータの分析に基づいて政策を提言、決定するということは、先進国だけではなく、途上国でも通常の手続になっていると思えます。決して特別な調査が改めて必要なわけではなく、先ほど私が申し上げましたような質問に関しては、例えば、就業構造基本調査であるとか、労働力調査、賃金構造基本統計調査、全国消費実態調査のマイクロデータで識別可能であると思えます。

2点目の問題点として、国際的なプロジェクトに参加できないことにより国益を損なう可能性があるのではないかと考えております。海外の研究者やOECDなどの研究機関の国際比較研究において、日本だけが、データが利用できないという理由で調査対象国から外されていることが多い状況です。そうしますと、国際的な分析に日本の状況が反映されなくなる可能性がありますし、その結果、日本の状況が外国の研究者、政策関係者に正しい形で伝わらなくなってしまうという危惧もあります。

また、マイクロデータが公開されていれば、世界の研究者が日本の例えば経済政策を研究し、そこから生まれた知見によって、日本の政策設計などの質が向上するといった効果も十分期待できるのではないのでしょうか。

具体的な提案として3点ほどございます。マイクロデータは、行政担当者だけではなく、研究者、政策提案を初め、多くの国民に平等に利用できる体制が必要であり、匿名データである限り原則公開とするということ。

よく、「データはだれのものなのか」という議論がありますが、これはデータを提供した人のもので、データを集めた人は委託されたと考えるべきであり、データに著作権というのは特にないのではないかと私は考えております。研究者としましても、第三者が検証して再現できなければ研究とはみなされませんので、匿名データである限り、原則公開するべきであると思います。

データの利用に関しては、手続の簡素化、行政機関による審査ではなく、学会など中立的な第三者専門機関が審査するべきであると思います。イギリスやアメリカなどの状況を見ますと、アカデミックにしっかりした人が数人で審査するという制度が確立されていますので、日本のように審議会制度で、委員が行政側から指名されている状況では、なかなか審議会による中立な審査は難しいのではないのでしょうか。

2点目に個人情報の保護ですが、マイクロデータの公開に関しては個人情報の問題というのが非常に危惧されるのですが、例えば家計経済研究所では、消費生活に関するパネル調査というマイクロデータを、これはパネルになっているものですが、過去十数年間公開していますが、個人情報に関して問題が起きたという話は聞いておりません。

また、このメモに添付した資料ですが、日本経済学会が政府統計匿名化データ提供に関する審査への要望という提案を最近発表しました。その中で、個人情報を保護しながらデータを利用するための手続が具体的に提案されています。特にデータの学術的な利用が進んでいる米国の調査を参考に、日本の調査結果の一部に特秘処理を行うことで、匿名性が一段と増すということが具体例をもって示されています。

個人情報を保護するために、こうしたマイクロデータの利用を大変厳しく制限することのコストと、データの分析に基づいて、私が一番最初に申し上げましたような重要な政策課題に応えることのベネフィットを比較すれば、やはり後者のベネフィットのほうが明らかに大きいということを国民にもアピールするべきであると思います。

最近のマスコミの報道を見ていますと、個人情報が悪用されてしまうという偏った情報の

みか流布しているように思いますので、やはりベネフィットの大きさということも是非アピールしていくべきだと思います。

最後に、データの作成ですが、公的なマイクロデータ統計が政策決定に用いられていないため、どのように政策決定に資するべきなのかという視点から統計が設計されていないという大きな問題があると思います。

今回、新しい統計法では、調査実施主体が匿名データを作成・配布することができると規定されていますが、匿名データの作成を義務づけるものとはなっておりません。結果として、ニーズの高い統計の匿名データの作成がなされず、研究者が特定の統計のマイクロデータを利用できないということが起こり得ると思います。この種の意図的な不作為がどのように防止されるのかに関する配慮が必要であります。

また、学会など、ユーザー要の側からの匿名データ利用の希望をどのように組み上げていくのか、吸い上げていくのか、そういった制度も不明確であります。この部分をしっかりと制度化してほしいと思っております。

以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

その後に、委員から紹介ありました日本経済学会が、「政府統計匿名化データ利用に関する提言と要望」というものを出されておりましたので、これは御参考までに読んでいただければと思います。

次は、大守委員ですが、大守委員は今日は御欠席でありまして、そこにメモが提出されておりますが、「統計体系の検討」、「統計に関する資源配分」、「(上記の2つの作業の基礎作業として)統計に関する国際比較」というようなことが書かれております。これは、お読みいただければわかると思いますので、次に行かせていただきまして、佐々木さん、お願いします。

佐々木委員 私のほうから書いたテーマは、日ごろ経済界で統計に携わっている人、あるいは経済界が統計に要望していることを簡単にまとめたものです。時間の関係で、6番目まで御説明します。

1つは、時代の変化に沿った統計の体系のあり方というものを求めています。第3次産業の統計整備、それから環境統計、観光、IT、ジェンダー、雇用関連統計など不十分な統計が多いので、この辺をもう少し整備してほしいというのが、経済界でよく出てくる話です。

2つ目が、行政記録あるいは登録情報などの活用推進。雇用保険台帳、税務申告とか、商業登記とか、不動産登記など、これらを活用すれば、有意義な情報が手に入るのではないかと、本当に使用不可なのかどうか、この辺をもう少し詰めてほしいということです。

3番目は飛ばします。

4番目は、司令塔的機能強化。これは常に言われているんですが、従来は、総合調整機能は総務省の政策統括官あるいは統計審議会が担っているわけですがけれども、私も1年半ほど審議会委員をやっておりましたが、実態は、もっぱら個別の統計ごとの審査、承認を通じた

受動的なものでありました。政策統括官に至っては、この1年半の間に3人も代わるということですから、必ずしもまとめて統治できるような組織になっていなかったという問題で、今後、統計委員会がその役を果たすのか、その辺は私にはよくわからないんですけども、要するに、ばらばらなことをやらないできちんとやってほしいということです。

5つ目は、統計機関の独立性であります。統計機関は政府の一部でありますけれども、やはり独立性を保つ必要があるだろうと思います。制度としてのセーフガードが必要だろうと思います。オーストラリアの統計局長などは、7年間の任期で、内閣の推薦により任命されて、議会の議決によらなければ罷免されないという例もあります。日本の統計機関においても、ある程度の独立性が要るのではないかとということです。

6番目ですけれども、予算がないということと、職員がアンバランスだということは皆さん言われていますので、これ以上触れませんが、統計職員の人材確保というところですが、例えば統計データアーカイブなどについては、IT系、数理系の高度な知識を持つ人材が要るのではないかと、その辺の人材を確保・育成していかなければならないのではないかとということです。

7番目以降は省略します。一般的に言われていることです。

竹内委員長 どうもありがとうございます。

それでは、とにかく一応皆さんから伺いたいと思います。舟岡さん、お願いします。

舟岡委員 基本計画についてのメモですが、大きく2つの視点から記しています。統計作成において検討すべき点と統計利用において検討すべき点です。作成において、まず心がけなければいけないのは、国民に理解され、信頼される統計をいかに効率的に作成するかを目指すべきだろうと思います。そこに5点述べています。

1点目が、統計を体系的にいかに整備するかについてです。

第1次吉川委員会の最初の段階では、分散型の統計機構がいろいろな問題を生み出しているとの共通認識の下、組織面、あるいは他の何らかの方策で弊害を緩和できないかを模索しましたが、なかなか限られた時間の中ではできませんでした。そのため、分散型の統計機構を前提とした上で法制度が整えられましたが、基本計画を検討する際に、その弊害をどうやったら多少なりとも緩和し得るか、一步踏み込んで、小さな一步でもいいですが、制度・組織をどう考えるかについて、あらためて検討するのが適当ではないか。

統計を体系的に整備する際の具体的な手法として、SNA統計は一つの一歩のよるべき基準となり得るものと理解していますが、SNA統計を基準としたとき、その精度向上の観点から言えば一次統計の粗いところと密なところがありますので、その整備・見直しを図ることが考えられます。

2点目ですが、実査と専門性についてです。今回の統計法の改正で、これまでの実態的には統計調査に係る法から、統計についての法になりましたが、その中で、統計調査についての規定が非常に少なくなっています。かつての統計法では事細かに書かれていて、また、地方統計機構整備要綱なども定められていましたが、その内容はもはやかなり古くて、今に対応

した実査体制を確立しないと、統計調査が成り立たなくなることが危惧されます。地方へ出向いた経験や地方の方から伺った話を踏まえると、地方の統計機構がかなり脆弱化していて、今のうちにこれを何とかしないと、10年先とか15年先には、実査がなかなか信頼ある形でできなくなるのではないかと予想されます。今の段階で何らかの対応をすべきでしょうし、同時に、統計職員の専門性を確保して向上させないと信頼できる統計が望めなくなる。

3点目は、行政記録の活用についてです。これについては、統計法の改正で新たに規定が定められましたので、それにのっとり、具体的な事例を対象として検討すべき段階にあると考えます。検討においては、行政記録をフレームの整備に活用することと、直接統計化することの2つの方向からアプローチすべきです。その際に、それぞれの個別法に記された情報の保護等の条項について、どのようにクリアするかを具体的に検討して、必要な行政記録の活用を実現することが必要です。

4点目は、ITを活用した調査技術についてです。これまでもインターネットを活用した調査等が開発されていますが、さらに一歩踏み込んで、調査の仕組みそのものにITを何らかの形で活用できないか検討しても良いのではと判断します。例えば、来年の4月から、上場企業についてはXBR L形式によってデータが報告されるようになるので、上場企業については、報告データを容易に変換して、必要な情報を統計化することが可能になっています。そのようなデータの変換の仕組みを統計作成に活用することについて、幅広い対象に何らかの形で考案できないだろうか。

5点目については言わずもがなののですが、実は、これがひょっとすると一番難しいかもしれませぬ。調査客体の理解をいかに高めていくか。広報活動を活発化するか、統計データ・リテラシーを向上させるか、いろいろなことが考えられると思いますが、これをいかに実効性のあるものとして組織化し、そして運営していくか、ここは大いに知恵を働かせるべきだろうと思います。

次の利用については、多くの方がご指摘されていますので、簡単に触れます。

1点目の匿名データの利用においては、利用のガイドラインを設定して、利用手続をマニュアル化して、利用を早期化する、それらの手順について委員会では基本計画の中で検討したほうが良いだろうと考えます。

利用に際して重要と考えるのは、匿名データを利用できたとしても、研究者がすぐ結果を出せるということはありません。私も、初めて個別データを使用したとき、半年の使用期間でしたが、データについてフォーマット等を理解し、データをクリーニングして、スクリーニングするという処理を行ったら5カ月程度かかって、残り1カ月で分析することになり、結局、当初やりたいことが充分にはできなかった。2度目の使用からは、多少の慣れもあって有効な利用ができたのですが、そのための練習台として、データのスワップとか、データにノイズを入れる等の手法にもとづいた、レプリカデータが提供され、それを利用することが有効と考えられます。そして、そこである程度の基礎訓練を行い、匿名データ利用の有効性について理解した後に、匿名データを実際に利用するほうがいろいろな意味で都合が良い。

匿名データを余りに長く利用することになると、管理期間が長くなればなるだけ、多くのリスクにさらされることとなりますので、そういう意味でも必要かなと思います。

2点目のオーダーメイド集計については、企業とか事業所のデータは、なかなか匿名データ化になじまないと判断されますので、それらのデータに対しては、オーダーメイド集計による利用がかなりの比重を占めると思います。その際、実施体制をどのように確立するかが重要であり、できれば、どこかの組織が、1つとは限らず2つでもいいですが、集中的に集計を請け負うような体制が、効率的な処理という観点からも望ましく、手数料を取って集計することになりますから、利用者の立場からも安い料金でサービスが提供されると良いと思います。

3点めのデータアーカイブについては、早期に構築する必要があって、そのためには統一的なガイドラインを各府省庁間でつくり上げることが必要だろうと考えます。

以上であります。

竹内委員長 どうもありがとうございます。

それでは、急ぎで申しわけありませんけれども、次、門間さん、お願いします。

門間委員 私の最初のところは、サービス統計の拡充ということで、これはもう既に進行しているのですけれども、進行しているから良いという話ではなくて、恐らく進行している過程でさまざまな問題もまた浮かび上がってくると思います。そういった今実際に行われている作業で浮き上がってきた問題も含めて、そこから先また5年間どういうふうを考えていくのかということについて方向性を出せば良いと思っています。

それから、2番目、これは舟岡委員初めとして多くの方が言われておりますけれども、やはり行政記録の活用、これは死活問題になると思います。統計調査に基づく統計の精度は、今後、幾ら頑張っても低下せざるを得ないと思いますので、取り分けサービス統計の拡充を図る上でも、行政記録の活用は是非実現させる必要がある。

舟岡委員もおっしゃったように、どこに問題があるのか、それは、問題があるからできないということではなくて、そこをクリアするにはどうしたら良いかということ、場合によっては、行政記録担当官庁あるいは司法専門家なども交えて公開で議論するというのをやって問題解決を図っていくべきであると思っています。

3番目はSNAですけれども、ここは、ともすれば体系的な議論を重視するという方向に行きがちなんです、やはり意外とQE推計、ここの見直しも私は重要なポイントだと思っています。むしろ世界の投資家からすると、QEにしか関心がないという人もいるくらいであって、日本のQEが余りにもぶれると言われていています。確報と速報の乖離ということよりも、むしろ振れが大きい、ノイズが大きいということが問題なのですけれども、日本の統計は信じられないから日本に投資をしない、それが株価が下がっている原因であるとか言われている面もあるわけです。ですから、そういうふうに海外投資家から日本に投資しないという言いわけに使われるような統計ではまずいと思いますので、是非そこは改善するような方向を打ち出していきたいと思っています。

それから、4番目は省略します。

以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございます。

それでは、美添さん、お願いします。

美添委員 私は、基本計画の検討については竹内委員長の前回御提言いただいたもので十分だと思っています。とはいいいながら、メモの提出を求められたので、第1回の統計委員会で、特に井伊委員、大沢委員から発言があったマイクロデータの公開に焦点を当てて、具体的な議論を示しています。

竹内先生のメモだと、試案の1.4のその他の問題の中で「匿名データの作成」という一言になっていますが、これはいろいろな解釈があり得るということです。

まず、1番目は、皆さんが指摘されたことなので飛ばします。2番目が少し問題なのですが、匿名化ということの理解なのですが、調査の個票で個人の氏名、住所を消せば匿名化かということ、そうではないということをおぼろげに記しています。世帯関連統計と事業所・企業統計で分けて考える必要があるということが1点。もう1点は、できるだけ原資料に近い形で提供する方法と、一般的な利用者を対象にして個別情報の秘匿に関して安全性を保障できる擬似的なマイクロデータを公開する問題に分けて考えることが必要である。ここの視点は少し明確にしたほうがいいだろうと思います。

それで、3番目に事業所・企業ですが、これは原則、公開は不可能であるということは申し上げるまでもないことだと思いますので飛ばします。

4番目、世帯関連の調査に関しては、これは、公開の可能性があり、秘匿を施したということの意味です。個別情報を保護したものは原則公開だという井伊委員のメモに私も全面的に賛成ですが、個別情報を保護する統計データをどのように作成するか。前回の基本計画部会で少しお話ししましたが、井伊委員と大沢委員は欠席だったので、もう一度ここに記してあります。

統計的開示管理、スタティスティカル・ディスクロージャー・コントロールという理論の世界があって、そこで秘匿をかけるわけです。全部秘匿すればいいというものではなくて、分析に役に立つような形で秘匿をする、そのためにはどうしたらいいかという議論、これは、統計学会でも進んでいる。このような知見を使うと、一般に対して公開できるようなデータを提供することができます。我が国でも部分的に提供の実験が始まっていて、一橋大学で、学会に公募をかけた形で提供するという試みが行われています。

5番目ですけれども、アメリカで普通使っているデータとは、秘匿がかけられて一般に公開されているデータのことを指すと思いますけれども、そのデータでは、いろいろな秘匿がかかっているので不十分だということも起こり得る。そこで、秘匿のゆるいマイクロデータを提供すべきだと思います。新統計法にはここまで書いてあるのかどうか私は読めていないんですが、こちらの場合はアメリカにならうとすれば、データの保護に関して十分な安全性を確保した専用のマイクロ統計分析施設を準備して、そこで入室や退室の管理をきちんとした、

データは持ち出せないという保護のもとに分析させる。この場合であれば、相当程度秘匿を緩くすることができる。

問題は、こういうデータ分析施設の運営は、各省、分散型でばらばらにやるよりも、数カ所に集中して各省の統計データを寄託するという方法が合理的であり、それは基本計画でも掲げるべきではないか。

6番目ですが、これは井伊委員の要望と近いと思いますが、一般的な使用に耐え得る、大学院生でも使えるような秘匿措置を講じた海外並みのマイクロデータを作成すれば、これは原則的に公開することができると思います。100%安全ということはありませんが、99%安全という程度で各国とも公開していて特段問題はないと統計局の担当者が言っていることを聞いたことがあります。新統計法に書かれている匿名データの作成はその意味だと私は理解しています。

最後、7番目ですが、データアーカイブの構築。これは、何度かいろいろな機会でもお話ししてきたことですが、同じ主旨のメモが阿藤先生からも出ていますので、スケジュールをきちんとつける、工程表をつくるという提案にお任せして、ここは省略します。

以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございます。

それで、大沢さん、この前お休みになって、何か御意見ありませんか。

大沢委員 欠席して失礼いたしました。

井伊委員がおっしゃったことに非常に賛成です。繰り返し言うこともないので、私の専門分野で少し皆さんの御意見を伺いながら、検討が必要かなと思うことについてだけ述べさせていただきます。

阿藤先生がおっしゃったとおりなんですけれども、やはり人口統計と労働統計との合体が非常に必要になっていると思います。一番大きな変化が起きたのが、女性労働に関して言うと、夫の所得と妻の労働供給との間の関係についてですが、それが果たしてダグラス・有沢の法則と言われますが、これについて確証がないということでございます。これは、本当にもう非常に重要な点であって、日本で唯一きちんとした研究がされていないということは、やはり大きな問題であり、その背後を見ていくと、統計が公開されていなかったこと、あるいは統計が不十分であったということがあると思います。

これは、本当に格差の問題、労働政策、すべての政策において一番根源に係る問題について、いまだに実証されていないということで、こういったことが実証できるようなデータが作られる必要があると思います。ですから、今の既存の統計に手を加えるというのではなくて、やはり根本的に日本の社会構造が変わっていると思います。特に大きく変わっているのが家族です。その家族が変わらないという前提においていろいろな政策が作られてきたことが、非常に大きな問題を生んでいると思います。その点について、是非家族の変化と労働の関係ということを明確にするような調査データ、これは21世紀の政策を考える上で非常に重要な問題になってきていると思います。

それから、もう一つは、ジェンダーの問題が重要になってきていますが、現在は、ジェンダーの問題が雇用形態の問題に隠されて、ジェンダーだけでは正確に日本の男女共同参画の状態がわからないような実態があります。やはり雇用形態が多様化しているという問題があるのですが、私は、2000年にアメリカの経済学者と一緒に非典型労働の国際比較をいたしました。そこで大きな問題が出てきたのが、定義が違うということです。しかも、日本の中でも3つの統計すべて定義が違いますので、私たちの研究の中では、省庁とそれ以外の統計との比較を、定義にもう一度戻って比較いたしました。これは、やはり非正規労働者がどれだけいるのかということを確認するときに非常に重要な点ですので、定義の問題ということも重要になってくると思います。

それから、アメリカにおりましたときに問題になった点なんです。例えば同棲ですとか、結婚しているかいないかということが、もう結婚したから出産するというような状況ではなくなってきて、非常に家族の形態が複雑になってきているという問題を果たして現在の人口統計でとらえられるのか、これは阿藤先生のほうが詳しいと思います。

そして、それから、多くなってしまいましたが、やはりもう一つ考えなければいけないのは、パネルデータにおいて追跡していくといいますが、現在、非正規労働についているということも重要なんですが、どういうパターンを取って現在に至ったかというようなこととか、それからアメリカでは貧困層が非常に多いのですが、貧困から抜け出る確率も非常に高いと言われていています。日本の場合、問題なのは、格差があることはもちろん問題ではありますが、格差があることよりも、それが固定化されてしまうことが問題であって、これは、雇用形態、特に非正規労働の問題を扱うときは非常に重要になっているのですが、それについて正確に調べられる統計がほとんどありません。

そういうことで、今考えてみると、やはり時代が非常に大きく変化した中で、そういったことをきちんと正確にとらえて労働政策を提案していくような統計が果たしてあるかということ、非常に不十分だと言っているのではないかと思います。

それから、マイクロデータの公開については、もう既に皆さんおっしゃって、そのとおりなのですが、実は私の分野は、そういったパネルとかマイクロデータを使わないともう研究ができないという分野になっておりまして、一緒に研究を始めた研究者の多くが、もうドロップアウトしてしまっているというのが現状です。私のアメリカ人の友人も、5年~10年ぐらい前に要望書のようなものを書いておりましたが、もう日本はいいので、アジアに、これからはもう少しデータを公開してくれるようなところで研究したいということで、やはり層が非常に薄くなってしまっているということです。

先ほど、統計の技術をきちんと学んで、スキルを持った人が養成される必要があるということでしたが、やはりそれとマイクロデータ、個票データの開放というのは非常に大きく関わっていると思います。やはり層を厚くして、より正確なデータが日本で集められるためには、若い人たちの中で、データをしっかりと読めたり把握したりできる人が必要になってくると思います。そのために、なるべく条件をつけずに 条件というのは、つまり、だれだ

ったら使ってもいいけれども、だれはだめだという、そういう意味での条件です。もちろん個人の情報をきちんと秘匿しておく、そういうことは重要ですが、同時に、やはりなるべく若い人が公平な条件で、そしてデータを使っているいろいろなところに発表して技術を磨いていく、そういう条件を私たちが整えていくことが重要であると思います。ですから是非、公開に向けて公平なルールをつくっていただきたいと思います。

以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

実はもう時間が過ぎてしまいましたので、一応、ここで閉会にしたいと思います。

それで、いろいろ御議論いただきましたけれども、かなりダブっているというか、皆さん同じような意見をお持ちの方がいるということも理解できましたので、事務局を通じて、皆さんの出された論点を少し整理させていただきまして、それについてどういうことが可能であるかということもある程度はつけ加えて、次回にこの議論を整理した形で、また次の議論は進めていただきたいと思います。

それでは、今日はそろそろ解散させていただきたいと思いますが、事務局から、次回の日程についてお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会は、今回と同じく、基本計画部会との合同開催です。11月12日の月曜日、今日と同じく15時から17時に、この隣の部屋となります。中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室で開催いたします。正式な通知については追ってお送りいたしますので、よろしくをお願いいたします。

竹内委員長 それで、まだ御意見がありましたら、どうぞ事務局のほうにお寄せください。いつでもお寄せいただければと思います。

それでは、どうもありがとうございました。今日はこれで閉会にさせていただきます。